1. 申請の要件		2. 根拠法 ⁻	令	
	(薬類の譲渡許可証、譲受許可証の再交付		火 薬 類 取 締 法	第 17 条 第 8 項
3. 申請に関する説明 ・ 火薬類の譲渡許可証又 可時において、申請さ	又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗 された内容と相違がないと認めた場合に再	取されたときは、その事由を具 交付を行います。	して横浜市長にその再交付を申	請しなければなりません。申請内容が、許
4. 関係条文				
法	施行令	第 39 条 施 行 規 則	譲渡又は譲受許可証の再交付の申請	市細則
5. 手 数 料			6. 標準処理期間 5 日	7. 申請部数 2 部
8. 告示又は通知				
9. 審査する事項 申請内容が、許可時に	こおいて、申請された内容と相違がないか	審査します。		